

女性活躍推進法第17条に基づく『女性の職業選択に資する情報』の公表【令和元年7月】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び同法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令に基づき、女性の職業選択に資する情報として、以下の項目について公表する。

【計画の対象職員】 知事部局、公営企業、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の職員

1 性別・年代別の職員構成（平成31年4月1日時点）

（人）

区分	20代以下	30代	40代	50代以上	合計
男性	408	363	992	969	2,732
	71.2%	68.8%	81.4%	90.4%	80.5%
女性	165	165	227	103	660
	28.8%	31.2%	18.6%	9.6%	19.5%
合計	573	528	1,219	1,072	3,392

女性活躍推進法第17条に基づく『女性の職業選択に資する情報』の公表 ②

2 採用試験の受験者の女性割合

(人)

区分	H26年度試験	H27年度試験	H28年度試験	H29年度試験	H30年度試験
採用予定人員	104	123	98	117	107
受験者	839	863	844	741	710
うち女性	249	304	332	269	231
割合(%)	29.7%	35.2%	39.3%	36.3%	32.5%

3 男性職員の育児休業取得率

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
対象者	76	65	58	74	48
育児休業取得者	4	3	2	4	7
取得率(%)	5.3%	4.6%	3.4%	5.4%	14.6%

※ 対象者は、当該年度に子どもが生まれた職員(「4」も同様)

※ 育児休業の期間は最長で子どもが3歳に達する日まで取得が可能

女性活躍推進法第17条に基づく『女性の職業選択に資する情報』の公表 ③

4 男性職員の配偶者出産休暇等の取得状況

(1) 配偶者出産休暇の取得状況

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
対象者	76	65	58	74	48
休暇取得者	62	54	43	56	37
取得率(%)	81.6%	83.1%	74.1%	75.7%	77.1%

※ 妻の出産に伴う入退院の付き添い等のため、取得できる休暇

※ 取得期間・日数は、妻が出産のため入院する等の日から出産の日後、2週間を経過するまでの間に2日以内の取得が可能

(2) 配偶者の出産に係る子の養育休暇の取得状況

(人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H29年度	H30年度
対象者	67	76	65	74	48
休暇取得者	22	30	20	37	24
取得率(%)	32.8%	39.5%	30.8%	50.0%	50.0%

※ 妻の産前産後期間中、出産予定の子ども又は小学校就学前までの子どもを養育する男性職員が取得できる休暇

※ 1人目の子どもの場合は、出産後から産後8週間まで、2人目以降の場合は、出産予定日の6週間前から産後8週間までの期間において、5日以内の取得が可能

女性活躍推進法第17条に基づく『女性の職業選択に資する情報』の公表 ④

5 管理職の女性割合

(1) 管理的地位（本庁課長級以上）に占める女性職員の割合

(人)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
管理職総数 (本庁課長級以上)	270	268	266	267	269
うち女性	13	16	18	19	17
女性割合(%)	4.8%	6.0%	6.8%	7.1%	6.3%

(2) 県庁内の班長職に占める女性職員の割合

(人)

	本庁班長			地方班長			合計		
	性別	人数	割合	性別	人数	割合	性別	人数	割合
H29年度	男性	211	92.5%	男性	278	91.1%	男性	489	91.7%
	女性	17	7.5%	女性	27	8.9%	女性	44	8.3%
	合計	228	—	合計	305	—	合計	533	—
H30年度	男性	216	94.3%	男性	279	89.7%	男性	495	91.7%
	女性	13	5.7%	女性	32	10.3%	女性	45	8.3%
	合計	229	—	合計	311	—	合計	540	—
H31年度	男性	214	94.7%	男性	275	88.7%	男性	489	91.2%
	女性	12	5.3%	女性	35	11.3%	女性	47	8.8%
	合計	226	—	合計	310	—	合計	536	—